

2011年4月から抜本的な改正へ インド税制の最新動向と留意点

Contents

- ▶ インド税制の概要
—DTC、GSTへと統合
- ▶ 直接税
 - (1) 法人税概要
 - (2) 配当分配税
 - (3) ミニマム代替税
 - (4) 優遇税制
 - (5) 日印租税条約
 - (6) 移転価格税制
- ▶ 間接税
- ▶ 事前確認当局
- ▶ おわりに

2010年2月26日、インド政府は2010年度予算案(2010年4月～2011年3月)を発表した。本稿では、2009年に公表された直接税および間接税の大幅な税制改正の内容と2010年度予算案の内容を踏まえ、法人に関係する税目を中心に、最近のインドにおける税制事情を解説することとする。

なお、本稿は、執筆時点での情報に基づくことと、文中の意見に係る部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

インド税制の概要

— DTC、GSTへと統合

インドの税制は、大きく直接税と間接税に区分されており、主な税目は次のとおりである。

直接税

- ▶ 所得税：法人税、個人所得税、配当分配税、ミニマム代替税、等
- ▶ 富裕税

間接税

- ▶ 関税・物品税・サービス税・付加価値税・中央政府売上税、等

直接税には、1961年所得税法(Income Tax Act, 1961)や富裕税(Wealth Tax Act, 1957)などがある。2011年4月にこうした直接税を統合したDTC(Direct Tax Code)を導入することが予定されている。

また、間接税は、課税対象や課税主体によってその体系が複雑なことで知られている。間接税についても、現在の関税を除くすべての間接税が廃止されて、中央政府と州政府の双方が徴税するGST(Goods and Service Tax)へ統合されるという抜本的な改正が予定されている。当初は、2010年4月からの施行が予定されていたが、すべての州から合意を取り付けるなどの調整が困難であることなどから施行時期が延期され、2011年4月より導入される予定となっている。

直接税

(1) 法人税概要

① インドへの進出形態

日本企業がインドでビジネス展開する場合には、通常は、次の4つの形態によることが一般的である。

- ▶ 現地法人である子会社
- ▶ 支店
- ▶ 駐在員事務所
- ▶ プロジェクトオフィス

各形態によって根拠法、設立手続や事業活動の範囲などが異なるため、進出に際しては、企業の進出目的に合った形態を選択しなければならない。

② 課税所得の範囲

前記①のいずれかの形態で進出した法人についての課税関係を考えるにあたっては、まず、インドにおける納税義務者の定義とその課税所得の範囲を確認しなければならない。

インドでは、納税義務者は、居住法人と非居住法人とに区分されている。居住法人とは、(i)インドの法律に基づいて設立されたインド法人、(ii)その事業の管理支配が完全にインド国内で行われている法人をいう。

次に課税所得の範囲だが、インドでは、居住法人は全世界所得に対して課税され、非居住法人はインドにおいて受領した所得やインドで発生した所得に対して課税されている。

課税所得は、事業所得、建物賃貸所得、キャピタル・ゲイン、その他の4つの所得があり、その所得ごとに所得計算を行い、それらを合算して総所得金額を計算することになる。

③ 税率(図表1)

税率については、法人を内国法人と外国法人とに区分(前記②の居住法人・非居住法人とは異なる区分)して定められている。ここでいう内国法人とは、インドの法律に基づいて設立された法人、配当の支払に関して所定の要件を満たした法人である。

(図表1) インドの2010年度予算案を考慮した税率

	内国法人	外国法人
標準税率	30%	40%
サーチャージ(注1)	7.5%	2.5%
教育目的税	3%	3%
実効税率(注2)	33.22%	42.23%

(注1) 合計所得金額が1,000万ルピー以下の場合には、サーチャージは課されない。内国法人のサーチャージは原則として10%から7.5%に軽減された。

(注2) サーチャージと教育目的税を、標準税率に乗じて算出する。

④ 事業年度

会計上の事業年度は任意に定められるが、税務申告上の事業年度は、どの法人も4月1日から3月31日となっており、その年の9月30日までに税務申告を行わなければならない。納税については、前納方式が採られている。

(2) 配当分配税

インドにおける内国法人が、配当決議によって配当を支払う場合には、その配当金の16.995%(2010年度予算案においては、16.61%。基本税率15%にサーチャージ7.5%と教育税3%を加算した率)が配当分配税(DDT : Dividend Distribution Tax)として課税される。この配当分配税は、その内国法人の課税所得の計算上、損金の額に算入することはできない。

なお、インドでは、配当を受け取った法人は、その配当については課税されない。

(3) ミニмум代替税

ミニмум代替税(MAT : Minimum Alternate Tax)は、法人がその課税所得に対して支払う法人税がその法人の会計上の利益の18%未満(2010年度予算案により、15%から18%へと引き上げられる。実効税率は基本税率18%にサーチャージ7.5%と教育税3%を加算し19.93%)である場合に、会計上の利益に対して課税される制度である。すなわち、税務上は通常の課税所得が発生せずに納税額がなくても税金を納めなければならない制度ということになる。

ただし、納付したミニмум代替税は、翌期から10年間繰り越して、将来の法人税から控除することが可能である。

また、DTCにおいては、MATの課税標準を会計上の利益の18%未満ではなく、純資産ベースの2%未満(銀行業は0.25%)となる予定である。DTCが導入された後のMATは、会計上の利益が発生していなくても税金が発生するシステムとなるため、注意が必要となる。

(4) 優遇税制

インドでは、企業誘致のために次のような各種の優遇措置が設けられている。

- ▶ インフラ施設(道路、鉄道、水道、電力、橋梁、港湾、空港など)の開発を行う法人については、10年間法人税が免除される。
- ▶ 所定の研究開発を行う製造業については、その投資額の200%まで(2010年4月1日以後)が税額控除の対象とされる。
- ▶ 石油の生産や精製に係る企業については、所定の条件を満たした場合において、設立後7年間の免税措置がある。
- ▶ インドには、特別経済区(SEZ : Special Economic Zones)があり、一定の輸出型の企業(輸出額が輸入額を上回る企業)については、法人税、物品税、サービス税などの一定の免税措置がある。

(5) 日印租税条約

インドと日本の租税条約は、1960年の発効以降、数度の改正を経て現在の形となっている。

2006年の一部改正によって、投資所得(配当、利子、使用料および技術役務に対する料金)の支払に対する源泉地国課税が一律10%へと引き下げられた。

日印租税条約においては、使用料および技術上の役務に対する料金の規定(日印租税条約12)について所得の源泉地が「債務者主義」によることが特徴的である。

また、2011年4月1日以後に導入されるDTCにおいては、一般的租税回避規定(GAAR : General Anti-Avoidance Rules)が置かれる予定である。まだ、起草段階ではあるが、このGAARは租税条約に優先することとされており、通常は国内法に優先して適用される租税条約が軽視される可能性もある。GAARの動向については、注意を払いたい。

(6) 移転価格税制

① 移転価格税制の対象範囲

インドにおいては、国際的取引の増加や対印投資企業の増加などを背景に、2001年4月に移転価格税制が導入された。インドの移転価格税制の対象となる関係会社には、たとえば、議決権の26%以上を保有している会社、借入金の総額の10%以上についての保証を提供している会社なども含まれており、その対象が広範にわたっていることが特徴である。このため、インドの移転価格税制の対応にあたっては、対象となる関係会社の範囲の確認に注意が必要となる。

② 移転価格の算定方法

移転価格の算定方法は、独立価格比準法(CUP)、再販売価格基準法(RP)、原価基準法(CP)、利益分割法(PS)、取引単位営業利益法(TNMM)といった5つの方法によることになる。移転価格の算定にあたっては、適切な方法に従って複数の価格が算定される場合があり、その際その平均値との差額がプラスマイナス5%の範囲内に収まっていれば、その移転価格は独立企業間価格としてみなされる。これまで、差額が5%の範囲を超えた場合の取扱いが不明瞭だったが、2009年の財政法によって平均値と比較することが明らかにされた。

③ 文書化規定

年間1千万ルピー以上の関係会社間での国際的な取引を行っている法人は、毎年その取引に関する文書を保管しなければならない。なお、その取引が妥当であることを証明するために、インド勅許会計士の作成した証明書(FORM No. 3CEB)を確定申告書に添付して提出しなければならない。

なお、これらの文書保存や確定申告書に証明書を添付しないなどの違反があった場合には、罰則規定がある。

④ セーフハーバールール

2009年財政法において、セーフハーバールール(事前にある一定のルールを定め、そのルールに準拠している場合には、税務当局がその移転価格を容認するルール)の概念が導入されたが詳細は明らかではない。

⑤ 事前確認制度(APA : Advance Pricing Agreement)

インドでは、現在、移転価格については事前確認制度は採用されていない。

なお、DTCにおいては、事前確認制度の導入が予定されている。

⑥ 移転価格に関する税務調査など

インドでは、年間1億5千万ルピーを超過する関連者間取引を行うインド法人に対して、移転価格に関する詳細な調査を行うこととしている。

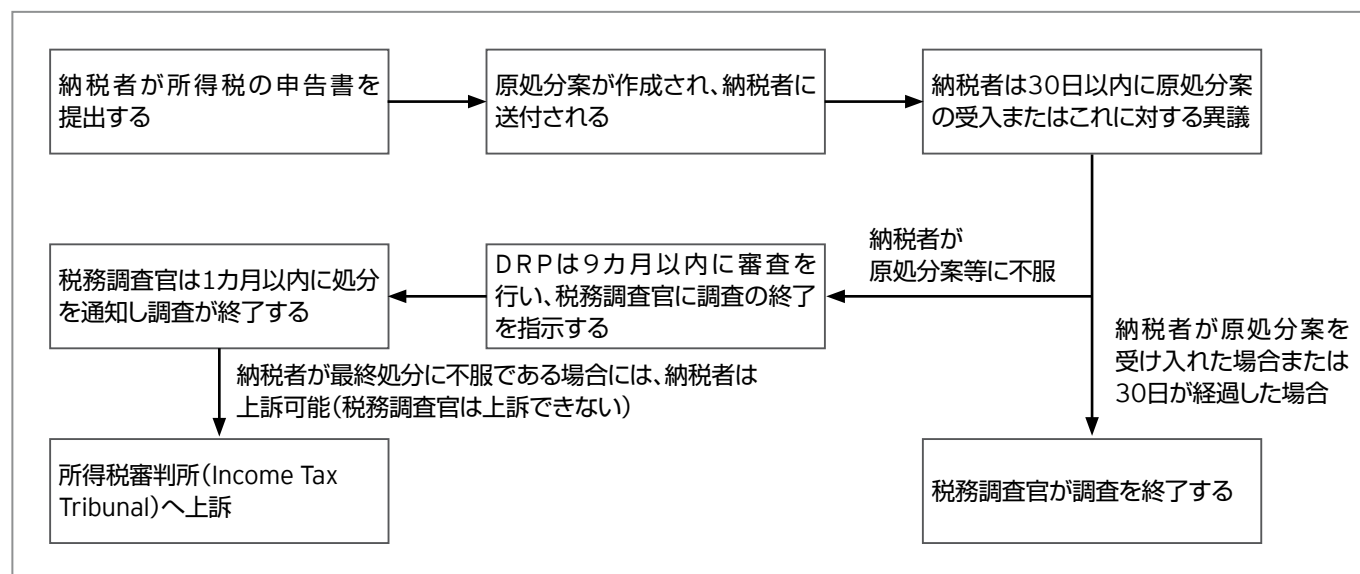
移転価格の調査規模や更正金額は、年々増加の一途をたどっている。

⑦ 税務関連の紛争処理

(ADR : Alternate Dispute Resolution)

2009年10月1日より、税務関連の争訟処理については、新たにADRという制度が導入されている(図表2)

(図表2) ADRフローチャート

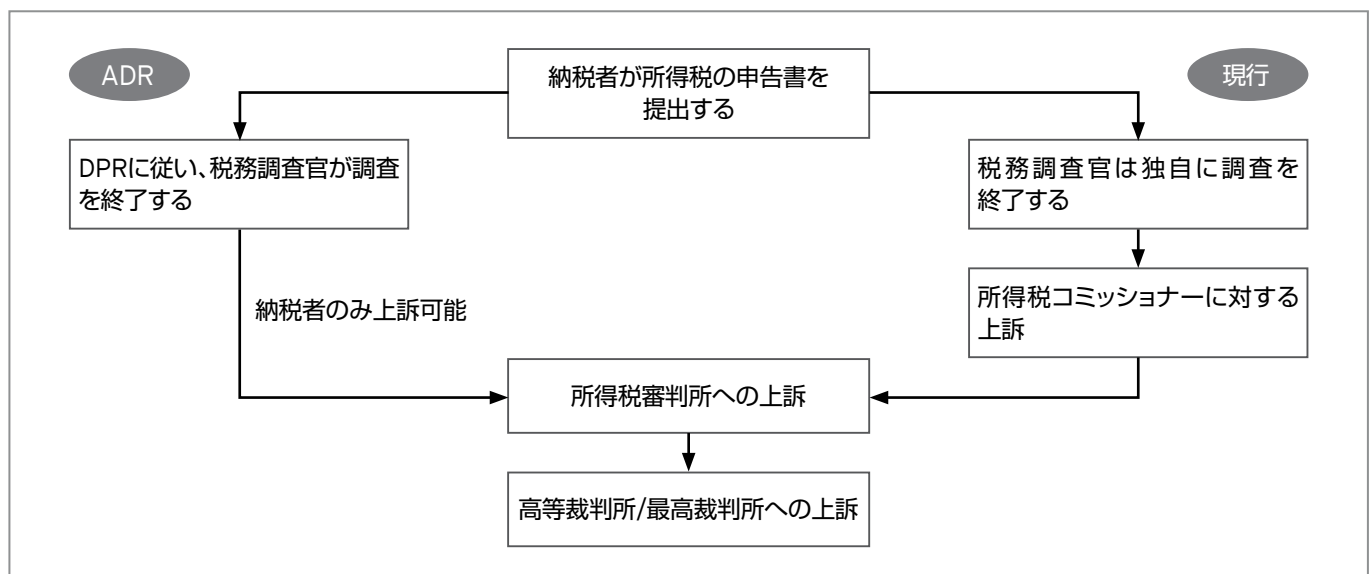


ADRの対象は、外国法人および移転価格の調査対象となったインド法人となる。ADRは、納税者、税務調査官、DRP(Dispute Resolution Panel：3人の税務コミッショナーによって構成)の3者によって行われ、税務調査官がその原処分案を提出してから10カ月以内に終了する。ADRの導入によって、税務調査官が最初に提出した処分案は、単なる処分案にすぎないという位置づけになり、DRPが

出した結論については、納税者のみ上訴が可能となった。以前は、たとえば、所得税のコミッショナーの裁定に納税者だけでなく税務調査官も上訴することが認められており、解決に長い時間がかかった。

ADRでは10カ月以内に最終処分案が出されることから、より短期間で解決が可能になった(図表3)

(図表3) ADRと現行プロセスの比較



間接税

主な間接税を徴収権限別に区分すると次のとおりになる。

中央税

中央政府が徴収権限を有するもの

- ▶ 関税(Custom Duty)
- ▶ 物品税(Excise Duty)
- ▶ 中央政府売上税(Central Sales Tax : CST)
(賦課徴収は州政府が行う)
- ▶ サービス税(Service Tax)

州税

州政府が徴収権限を有するもの

- ▶ 州付加価値税(VAT)
- ▶ 印紙税(Stamp Duty)
- ▶ 入境税(Entry Tax)
- ▶ オクトロイ(Octroi : 物品入市税)

たとえば、インド国内にある業者が材料を輸入した場合には「関税」、インド国内の工場で製品を製造し在庫した場合には「物品税」、その製品を州内で販売した場合には「州付加価値税」、州外で販売した場合には「中央政府売上税」が課せられる。このように、インドの間接税は、税金の種類が多様であることや、徴収権限が中央政府と州政府に区分されていることから、その取扱いに苦慮することが多いといわれている。

このような複雑な体系を簡素化するために、2011年4月を目標に現行の関税を除くすべての間接税が廃止され、物品・サービス税(GST)へと一本化することとされている。

なお、2010年度予算案においては、間接税について次のような改正が予定されている。

- ▶ 関税： 10%の上限税率に変更はないが、石油製品・貴金属については税率引上げ、電気機器については税率引下げ
- ▶ 物品税： 石油製品以外のほぼすべてについては、8%から10%に引上げ
- ▶ サービス税： 航空交通サービスなど課税対象の範囲が拡大

事前確認当局

インドでは、外国法人がこれから行う取引についてのインドの税務上の取扱い(対象は、直接税および間接税のうち関税・物品税・サービス税)について事前に確認したい項目がある場合には、事前確認当局(AAR : Authority for Advance Ruling)に確認を取ることができる。税務申告後に税務当局と行う税務争訟には数年を要するケースがあるが、AARを使うと6—8カ月ほどで回答が得られることから、日系企業を含めこの制度を有効に活用している法人もある。

おわりに

2011年のDTC、GST導入に向けた対応に焦点が当てられているため、2010年度予算案については、さほど大きな変更点は見当たらなかった。

今後は、2011年4月に向けて、DTC、GSTの導入やIFRSの段階的な導入といった変化に対応するためには、タイムリーかつ正確な情報収集が肝要であり、また、事前のプランニングを万全にしておく必要があるだろう。

Contact

国際税務部

田川 利一 パートナー +81 3 3506 2617 toshikazu.tagawa@jp.ey.com

India Tax Desk

ニラドリ ナグ シニアマネージャー +81 3 3506 2446 niladri.nag@jp.ey.com

国際税務部では、日本および海外の税務に関連する以下のサービスを提供しています。

- ▶ 海外進出に係る税務アドバイス(現地および日本)
- ▶ 海外でのM&Aにおけるストラクチャリングアドバイス
- ▶ M&A後の組織融合のためのグローバル組織再編アドバイス
- ▶ 連結実効税率最適化のためのサプライチェーンマネジメント(TESCM)
- ▶ 持株会社、ファイナンスカンパニーの設立アドバイス
- ▶ 多国籍グループ内における国際税務リスクマネジメント
- ▶ 国際税務戦略立案、実行のサポート、など

本記事全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザリー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の14万4千人の構成員が、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2010 Ernst & Young Shinnihon Tax
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20100610-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいしなひでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。